

浜松市高齢者施設物価高騰対策助成事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、浜松市内（以下「市内」という。）で高齢者施設を運営する者（以下「事業者」という。）に対し、原油価格・物価高騰等の影響による食費及び光熱費の負担を軽減するため、予算の範囲内において浜松市高齢者施設物価高騰対策助成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) この要綱において、「高齢者施設」とは、次のアからオに掲げる用語を定義とし、それぞれ当該アからオに定めるところによる。

ア この要綱において「養護老人ホーム」とは、老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。

イ この要綱において「軽費老人ホーム」とは、老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。

ウ この要綱において「生活支援ハウス」とは、浜松市生活支援ハウス運営事業実施要綱に基づき運営される生活支援ハウスをいう。

エ この要綱において「有料老人ホーム」とは、老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームをいう。

オ この要綱において「サービス付き高齢者向け住宅」とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条の1に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。

(2) この要綱において、「事業実施」とは、前号の施設のうち、入所者が1人以上入居していることを指し、休止又は廃止をしている場合等は含まない。

(3) この要綱において「特定施設入居者生活介護」とは、介護保険法第8条の11に規定する特定施設入居者生活介護及び介護保険法第8条の21に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。

(補助対象者)

第3条 補助を受けることができる者は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

(1) 市内で高齢者施設を運営する者であること。

(2) 以下ア、イのいずれかに該当する者であること。

ア 食費に係る補助事業を受けることができる者は、令和6年4月1日時点で事業実施している養護老人ホームを運営する者とする。

イ 光熱費に係る補助事業を受けることができる者は、令和6年7月31日時点で事業実施していること（令和6年7月2日以降に事業を開始している特定施設入居者生

活介護の指定施設でない高齢者福祉施設は除く。)

- (3) 市税を滞納していないこと。
 - (4) その他、市長が不相当と認めた者でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。
- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

（補助対象等）

- 第4条 対象経費、対象施設、対象区分、補助基本額及び補助率は別表に掲げるものとし、高齢者施設ごとに算出した補助金の額とする。
- 2 補助金の額は、高齢者施設ごとに別表に定める補助基本額に補助率を乗じて得た額とする。
 - 3 令和6年6月2日以降に事業を開始した高齢者施設に対する光熱費補助金の額は、高齢者施設ごとに補助基本額の補助率を乗じて得た額を2で除した額とする。

（交付の申請）

- 第5条 補助金の交付の申請は、交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出するものとする。
- (1) 申請額算出内訳書（第2号様式）
 - (2) 事業実施報告書（第2号様式の2）（光熱水費に係る補助事業を申請する者のみ）
 - (3) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（給与所得者を雇用する法人のみ）
 - (4) その他市長が定めるもの

（交付の条件）

- 第6条 次に掲げる事項を、交付の決定の条件とする。
- (1) 令和7年3月31日まで継続して事業実施し、令和6年度末日までに事業実施報告書（第9号様式）を市長に提出するものとする。
 - (2) 補助対象者は令和6年度中の高齢者施設の事業継続が困難となった場合、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。また、当該高齢者施設に係る補助金は全額を返還しなければならない。
 - (3) 補助対象者は補助金に関する報告及び立入調査について、市長から求められた場合には、それに応じなければならない。
 - (4) 補助対象者は、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額を返還しなけれ

ばならない。

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合

ウ 補助金の交付決定を取り消された場合

- (5) 補助対象者は規則に基づく市長の指示に従うこと。
 - (6) 補助対象者は規則17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
 - (7) 補助対象者が補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、当該補助対象者が他に交付を受ける補助金についてその交付を一時停止し、又は当該未納額との相殺をする場合があること。
 - (8) 補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。
 - (9) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 2 前項第1号及び第2号の規定は、第3条第1項第2号イに該当する補助対象者には適用しないものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、第5条の規定に基づく交付申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の決定をする場合は、規則第7条第1項の規定により事業者に対して、補助金交付決定通知書（第3号様式）により事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査において、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、速やかに補助金を交付しない旨を補助金交付却下通知書（第4号様式）により事業者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 前条第1項の規定により補助金交付決定通知を受けた事業者が、申請の内容等を変更するときは、補助金変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、変更内容を審査し、補助金の変更交付の決定をするときは、補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 事業者は、第7条第1項の規定により補助金交付決定通知書を受領した後、速やかに補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の請求書が提出された場合には補助金を交付するものとする。

(決定の取り消し)

第11条 市長は、事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定等を受けたとき。
- (2) 第3条の要件を備えていないことが判明したとき。
- (3) 第6条の条件に反したとき。
- (4) その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部の返還を命じるものとし、補助金交付決定取消通知及び返還命令書（第8号様式）を送付するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第12条 事業者は、前条第2項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和4年度中の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行し、令和5年度中の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和6年2月27日から施行し、令和5年度及び令和6年度中の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度中の補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、令和6年9月13日から施行し、令和6年度の補助金に適用する。

2 この要綱の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

別表

対象経費	対象施設※1	対象区分※2	補助基本額 ※3	補助率
食料費	・ 養護老人ホーム	40人～80人	2,381,000円	1/2

※1 特定施設入居者生活介護の指定施設を含む。

※2 高齢者施設の定員数にて区分する。

※3 対象経費の支出が無い高齢者施設は補助対象外とする。

対象経費	対象施設※4	対象区分※5	補助基本額 ※6	補助率
光熱費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 生活支援ハウス ・ 有料老人ホーム ・ サービス付き高齢者向け住宅 	29人以下	44,000円	10/10
		30人以上	71,000円	10/10

※4 特定施設入居者生活介護の指定施設を含まない。

※5 高齢者施設の定員数にて区分する。

※6 対象経費の支出が無い高齢者施設は補助対象外とする。

（あて先）浜松市長

住所（所在地）
事業者 名称
代表者氏名
（署名又は記名押印をしてください。）
施設名

補助金交付申請書

浜松市高齢者施設物価高騰対策助成事業費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 補助金交付申請額 _____ 円
- 市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）
 浜松市高齢者施設物価高騰対策助成事業費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助金交付事業者の市税の納付又は納入の状況について確認することに同意します。
- 暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）
 浜松市高齢者施設物価高騰対策助成事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。
 - 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - 上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
 - 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会す

ることを承諾します。

添付書類

- (1) 申請額算出内訳書（第2号様式）
- (2) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（給与所得者を雇用する法人のみ）

申請額算出内訳書

施設名 _____

施設種別 _____

事業開始年月日 _____

対象経費の支出 あり なし （該当に○）

対象経費 ※1	対象区分 ※2	補助基本額 ※3	申請額
		合計	

※1 別表の該当する対象経費を記載してください。

※2 別表の該当する対象区分を記載してください。

※3 別表の該当する補助基本額を記載してください。

第2号様式の2 (第5条関係)

事業実施報告書

事業者	住所： 名称：
施設名	住所： 名称：
定員	人
対象経費	光熱費
令和6年6月	円
令和6年7月	円
合計	円

様

浜松市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市高齢者施設物価高騰対策助成事業費補助金について、下記のとおり決定します。

記

1 決定の内容

金額 _____ 円

2 交付の条件

- (1) 令和7年3月31日まで継続して事業実施し、令和6年度末日までに事業実施報告書（第9号様式）を市長に提出するものとする。
 - (2) 令和6年度中の事業継続が困難となった場合、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) 補助金に関する報告及び立入調査について、浜松市から求められた場合には、それに応じなければならない。
 - (4) 市長は、交付した補助金について、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額の返還を請求することとする。
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合
 - ウ 補助金の交付決定を取り消された場合
 - (5) 規則に基づく市長の指示に従うこと。
 - (6) 規則17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
 - (7) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
 - (8) 補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかななければならない。
 - (9) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- ※ (1)及び(2)の規定は、第3条第1項第1号に該当する補助対象者は除く。

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付却下通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市高齢者施設物価高騰対策助成事業費補助金について、補助の交付をしないこととしましたので通知します。

第5号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

事業者 名称

代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

施設名

補助金変更承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業について変更したいので、関係書類を添えて申請します。

変更前 交付決定額 _____ 円

変更後 変更承認申請額 _____ 円

添付書類

(1) 申請額算出内訳書（第2号様式）

様

浜松市長

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって補助金の交付を決定した、浜松市高齢者施設物価高騰対策助成事業費補助金交付決定額を下記のとおり変更したので通知します。

記

1 決定の内容

金額 _____ 円

2 交付の条件

- (1) 令和7年3月31日まで継続して事業実施し、令和6年度末日までに事業実施報告書（第9号様式）を市長に提出するものとする。
 - (2) 令和6年度中の事業継続が困難となった場合、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) 補助金に関する報告及び立入調査について、浜松市から求められた場合には、それに応じなければならない。
 - (4) 市長は、交付した補助金について、次に掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額の返還を請求することとする。
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合
 - ウ 補助金の交付決定を取り消された場合
 - (5) 規則に基づく市長の指示に従うこと。
 - (6) 規則17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
 - (7) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
 - (8) 補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかななければならない。
 - (9) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- ※ (1)及び(2)の規定は、第3条第1項第1号に該当する補助対象者は除く。

（あて先）浜松市長

住所(所在地)
請求者 名称
代表者氏名
施設名

補助金交付請求書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた
浜松市高齢者施設物価高騰対策助成事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	営業本部 本店 支店 出張所
口座種別	普通・当座・その他	
口座番号		
口座名義（カナ）		

第8号様式（第11条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付決定取消通知及び返還命令書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付決定した浜松市高齢者施設物価高騰対策助成事業費補助金について、交付決定の全部又は一部を取り消し、次のとおり返還を命ずる。

記

交付決定額 _____ 円

交付年月日 年 月 日

取消額 _____ 円

返還金額 _____ 円

返還期限 年 月 日

取消・返還を命ずる理由

事業実施報告書

事業者	住所： 名称：
施設名	住所： 名称：
定員	人
対象経費	食料費
令和6年4月	円
令和6年5月	円
令和6年6月	円
令和6年7月	円
令和6年8月	円
令和6年9月	円
令和6年10月	円
令和6年11月	円
令和6年12月	円
令和7年1月	円
令和7年2月	円
令和7年3月	円
合計	円